

令和4年度愛媛県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、令和3年12月22日障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」に基づき、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県とする。

(補助対象、補助金額及び補助対象経費)

第3条 本事業の補助対象、補助金額及び補助対象経費は別添1のとおりとする。

(事業の内容)

第4条 本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

次の①から⑤までのいずれかに該当する施設・事業所（松山市が所管する施設・事業所を除く。以下同じ。）において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。
- ② 濃厚接触者に対応した施設・事業所
- ③ 県から休業要請を受けた事業所
- ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く。）

※一定の要件を含む具体的な取扱いは、別添2のとおりとする。

- ⑤ ①、③以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続し

て発生している状況等)に限る。)

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣など、協力する次の①又は②に該当する施設・事業所において必要な経費を支援する。

- ① 第1項①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(その他)

第5条 県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

附 則

この要綱は令和4年7月22日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。ただし、令和3年度愛媛県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金で措置されているものは対象としない。